

宇部市文化芸術振興条例（仮称）検討委員会

第4回会議概要

日 時：平成22年(2010年)7月28日(水) 14:00～15:45

場 所：宇部市文化会館 2階 第2研修室

出席者：委員9人(欠席1名)

事務局：和田総合政策部長、阿部総合政策部理事、林総合政策部次長、
廣中文化振興課長、立石文化振興課長補佐、
田中文化振興係長、久保主任

その他：報道機関1人、傍聴者0人

1 議事

(1) 条例骨子(案)について

(委員長) 条例骨子(案)について、前回会議で出た意見を基に事務局で修正が加えられている。事務局から説明願いたい。

(事務局) 第3回会議での、委員各位からの意見を基に修正を加えた。修正した点を中心に説明する。

先ず、「1 前文」については、前回案では①から④までの4項目で記していたが、そのうちの②と③を統合し、3項目に整理して各項目の記述を修正した。

①について、文化の持つ効果を表現的に肉付けし、文化が市民生活に欠かせないものであり、まちを豊かにする重要な要素であることを表現した。

②について、先人たちの取組の中で、独自性のある文化が創造されてきたということと、重要文化財である渡辺翁記念会館の存在の2つが、本市の文化の独自性であるとの整理をした。

③については、前段部分の表現を若干修正している。

「3 定義」について、前回会議において表現が分かりにくいとの指摘を受けて、再度整理し直しこのような表記とした。

「4 基本理念」について、前回③の項目について多くの意見をいただいた。それを参考にして、具体的な内容は「7 基本方針」に委ねることとし、この項目では簡潔に表現するよう修正した。

「6 市民等の役割」について、①の中に「発展」という字句を追加した。

最後に「7 基本方針」について、(1)は前回案と同じ項目数であるが、全体的に表現を見直し、所々修正を加えた。

骨子案の修正部分についての説明は以上である。

(委員長) 前回からかなり修正を加えられているが、全体を通して委員各位の質問、意見を求めたい。

(委員) 県の条例においては、各条について要旨が分かりやすく説明されているが、本市における条例制定に際してはどうするのか。

(事務局) 条例の逐条解説については、作成する方向で検討したいと考えている。

(委員) 前回会議において、「宇部の近代産業文化遺産はどういった文化の範疇に入るのだろうか。」との委員の質問に、事務局において「観光や産業などの他分野の活動に連携する、本市特有の貴重な文化資産である。」との回答がなされている。これからすると、「3 定義」において、その内容を盛り込む必要がないのか。貴重と言われている割に、扱いはその程度なのかという気がするが。

(事務局) 解釈の話にもなるかと思うが、当初はこの項目に文化財、自然環境、生活環境というものを盛り込んでいたが、文化という言葉に対して違和感があるという意見から、削除した経緯がある。渡辺翁記念会館も国の重要文化財に指定されており、また産業遺産でもあるが、活動だけでなく、物も文化に含まれると思う。従って定義の中の文化にも含まれると理解し、「伝統文化」の中に包含されていると解釈していた。表現的に分かりにくいということであれば、修正したい。

(委員) なぜ、そのような質問をしたかというと、産業文化遺産は最近各所で新しい観光のテーマの一つとして取り上げられ、本市でも産業観光ツアーなどで活用が図られており、他市においても積極的な活用がなされているところである。私はこの「産業文化遺産」という文言がこれから定着してくるのではないかと感じたから

である。

(事務局) 本市における産業観光ツアーが人気を博していることについては、聞き及んでいる。歴史そのものも当然文化に含まれると考える。いただいた御指摘はこれからのまちづくりの一環として大変重要なものであると受け止めている。

(委員) 私は産業観光ツアーの随行を務めることがあるが、参加者の感想を聞くと、石炭産業に宇部の独自性を感じるようである。

(委員) 文化財の方面からも、石炭産業に関する遺産の保存の必要性について論じられてきた。

(委員長) 各位の意見を総合すると、「1前文」の②に独自性として「産業遺産を文化財として位置づけ、その保存、活用を図る」といった表記をしてはどうだろうか。

(委員) 前文であれば、非常に大きな観点から捉える感じとなるため、定義に「産業文化」という表現を記載し納めた方がよいのではないか。ただ、「産業文化」という言葉があるのか、表現は適当かという疑問はある。

(委員) 逐条解説による要旨説明で詳しく記述するという方法もあるのでは。こちらの方が、市民には理解しやすいと思うが。

(委員) 宇部市発展の基盤となった石炭産業について、骨子案の中に「石炭」の記述がないことがずっと気になっていた。南蛮音頭など石炭によって生まれた文化もある。

(委員) 定義の中に生涯学習が記載されていることが、定義が定まらない理由の一つであるように感じる。我々が定義について、こんなに揺らいでいるのに県の条例では、迷い無く定義されているが、それはなぜであろうか。

(委員長) 県域レベルで作成すると、一般論的なものが多く、独自性があまり出てこなくなることからであろうか。ただ、独自性というものは、後の条文全てに関わってくるものであるので、前文で打出していかなければならないものであろう。

生涯学習の表記に違和感とのことであるが、どうするか。

(委員) 生涯学習から公民館活動を連想されるのではなかろうか。それが一般的な捉え方であろう。

(委員長) 教育基本法改正により第3条で生涯学習の理念が初めて示され

たところであるが、生まれてから死ぬまでに行う全ての学習活動が生涯学習であるとされ、いわば、なんでもありの性質を帯びているもので、文化振興条例における扱いは難しいという印象である。

宇部の独自性、定義、そのあたりで意見を求めたいがいかがか。

(委員) 「7 基本方針」の③で子ども達への支援が謳ってあるが、宇部市独自のということであれば、これからの子ども達のことを考えることが必要だと思う。教育委員会に協力を要請し定期的な文化公演を開催し、授業の一環としてもらうといったことを進めていく必要性を感じる。市長に子どもの文化鑑賞の予算を確保してもらうべきとも思う。そういう特徴があっても良いのではないか。

(委員) その意見は賛成であるが、前回会議において、「子ども達」という表現を前文に含めようとの議論で今回前文が修正されている。また、「5 市の役割」①中の市民等と協働で子どもへの配慮が含まれていると理解できる。今おっしゃられているような詳細なことを条例に組み込んでいくと、身動きの取れないものになることが想像される。後の条例案の答申の際に、付帯意見として市に伝えるべきものであると思う。

(事務局) 子ども達は次世代を担う役割を持っており、文化の継承者となってもらうため、文化に親しみ、興味を持ってもらうための働きかけを行うことが大人の役割であろう。そういった内容を前文に含めさせてもらった。しかし、それが本市の独自性かというところ、他市も同様に重点を置いており、本市の独自性とはいいい難いところがあるが、今後の施策として取り組むに当たっては大変重要なポイントとなると思う。普遍的な方針として条例、施策を総合的かつ計画的に推進するために基本方針、具体的にどう進めていくのかを定めるために基本計画、これを順に策定していく予定であり、子ども達への具体的な支援方法、内容は基本方針、基本計画の段階で審議会の意見を拝聴しながら検討、配慮させていただきたいと考えている。

(委員) 子どもに対する配慮が充実しているということも、十分ひとつの特徴となりうると思う。昨今は子どもが生きていき難い世の中になっていると思う。子ども達が自分自身を見つめることができ

る時間は、文化芸術活動の中に存在していると思う。これを充実させるような言葉を加えることは独自性につながると思う。

(委員) 今おっしゃっていることは、先だって市議会で議論された「子どもすくすく条例」で取り上げるべき問題で、本条例で謳うことはいかがなものか。私は親、家庭が子どもに対してきちんと教育すべきであるという視点が欠けているように感じる、学校、行政にしっかり子どもを育てて欲しいという要求を出すばかりではいけないだろう。親、家庭が責任を持つことが一番大切ではなからうか。

(委員) 話がややそれてしまったが、産業文化についてはどう扱うか、議論を戻したい。

(委員) 私も、子どもに関しては原案の記述で十分であると感じる。毎年の宇部興産主催の日フィル公演においても子どもの参加機会が設けられているし、現実には子どもの参加機会の提供は十分に行われている。

明治維新を迎えた中、中核を担った山口県域各所の人材が中央進出を志向する中、宇部は頭脳集団を地元に残め、地域の発展を目指す道を選んだ。これは、時に「宇部モンロー主義」などと批判にさらされもしたが、誇りとすべき先人の偉業であると言って良いのではないか。一寒村から市に飛躍的に発展した歴史を支えた産業、その中から生まれた「共存同栄」という素晴らしい言葉と精神。文化の条例に本市のまちづくりの精神まで持ち込む必要はないかとも思ったが、独自性を帯びさせるにあたり、前文②において歴史的記述にとどまらず、精神論的記載が条例にあってもよいのでは。

(委員) 同感であり、我々が市外に赴いてその地の市民と話をする際、宇部市はこうであるといえるものが、骨子案の中に入っていないといけないということであると思う。その視点から言えば、産業と文化を絡めることは大事なことであろう。

(委員長) 「産業」を文化の定義に含めることは難しく、やはり、前文で触れておくべき事柄となるだろう。

(委員) 「1前文」②に「『市民館』の愛称が～」とあるが、現在渡辺翁

記念会館は一般に市民館と呼称されていないように思うが。

(委員) かつては「市民館」と呼称されていたが、現在では表記、呼称共に「記念会館」で統一されており、「市民館」と言われることはあまりないと思う。

(委員) 「4 基本理念」③に「市民全てが～享受する権利を有する～」とあり、「権利」という言葉が出てくるが、これは、逆に行政サイドからは提供する「義務」が生じるということになる。行政の立場に立って意見を述べている訳ではないのだが、言葉として「権利」は強すぎる印象を受ける。「市民全てが文化を創造し、それを享受すべきことを尊重し～」という程度の表現で十分ではなかろうか。

(事務局) 憲法において定められている基本的人権や生活権を念頭に「権利」という言葉を用いたものであるが、当該箇所の表記については、委員各位の御判断に委ねたいと思う。

(委員長) 「権利」を明記することは、一般的な例であるとは思いますが、分かる範囲でよいが、他の自治体における条例においては、どのような取扱となっているか事務局で把握しているか。

(事務局) 今手元にある資料の中では、奈良市の条例では本骨子案と同様に「権利」と記載されている。国の法律と県条例でも、やはり記載がある。

(委員) 私がなぜこのようなことを申したかといえば、市民による権利意識が強い風潮にある昨今、「享受する権利」にのみこだわり、本来の文化芸術振興を置き去りにして、行政に権利を提供する義務をどう果たしているのかを追及するという、手段を目的に履き違える行為の発生と、その蔓延を憂慮するからである。

(委員) 私も「権利」の表記に少し引っかかった。私はある文化財の保存にかかわっているが、自治体から保存の課題提起や協力要請などは多くあるが、費用的な助成に関しては及び腰になる姿を目にするにあたり、自治体はあてにできないとの認識から民間の助成メニューを活用し活動の原資としている現状がある。そのような中で、「享受する権利」の明記は、十分に提供する義務を果たせない自治体の現況と相反することのように見え、抵抗がある。

確かに他の自治体では「権利」を明記しているところが多いだろうが、他所がそうだからといって、こだわることもないと思う。

(委員長) 事務局に、そのあたりの表現を任せるといふことでよいだろうか。ただ、文化権というものは、憲法に定められた基本的人権の一つでもあるから、逐条解説においては、文化を享受する権利について漏らさずに記載していただきたい。

(委員) 「6 市民等の役割」①において、「発信」とは「文化」を発信することか、それとも、「文化の創造、享受、継承、発展」を発信するということか。

(事務局) 双方含まれると思うが、どちらかといえば後者の意味合いが強いと思う。

(委員) であれば、「創造、享受、継承、発展」と「発信」は意味合いが異なるということになり、「及び」を「並びにそれらの」と置き換えれば事務局の思う意味合いに近づくのではなかろうか。

(委員) 「7 基本方針」②について、「発展」という字句に違和感がある。文化財と発展は繋がりが悪いように思う。

(委員) 前回会議で「発展」を加えてはとの意見があったことからの対応であろうと思うが、そのような印象はある。

(委員) 「保存」の表記も削除されたようであるが。

(事務局) まちづくり、文化活動、伝統文化、文化財と主語により係る適切な言葉も異なるため、一考したい。

(委員長) 事務局において、修正をお願いしたい。

(委員) 同じく③について「支援」とあるが、この文言で適当であろうか。「推進」や「奨励」といった表現もある。

(事務局) ③では「学校、家庭、地域」における活動についての対応に言及しており、「推進、奨励」といった表現では、家庭や地域のこととも全て行政が行うとも受け取られかねないため、「支援」が適当ではなかろうかと考えている。

(委員) 良く分かった。

(委員長) 他に意見がないようであれば、本日の意見を事務局で整理し、まとめたものを、私の方で確認し、委員会の最終案として、パブリックコメントを実施するという形をとりたいが、それでよろしいか。

委員一同承諾

(事務局) 最終案として、中身を詰めていくことになるが、完全に意見が固まってない点もいくつかあるので、確認をさせていただきたい。

まず、「1 前文」②について、『『市民館』の愛称が示すとおり』を削除する。

(委員) 同箇所「昭和初期の歴史的建築美」とあるが、同義語が繰り返される印象があるので、「歴史的」を削除したらよい。

(事務局) 了解した。続いて、同箇所の「独自性」と定義の表現の兼ね合いについてだが、「産業遺産」に係る部分、「産業文化」という言葉があるのか、使用することが適当か分からないが、委員長どうであろうか。

(委員長) 文化の定義として入れることは厳しいと思う。

(事務局) 産業から派生した文化については、表現を考えたいと思うが、これぞという表現がない限りは、前文の独自性に含めることで表現する方向とする。

「4 基本理念」③の「権利」については別の表現を考えさせていただく。

「6 市民等の役割」①の「発信」は「それらの発信」という表現で文章の整理をする。

最後に「7 基本方針」②の表現が多くをまとめすぎたものとなっているため、複数の項目に分ける形で整理したい。

修正部分は以上の点になろうと思うが、よろしいか。

委員一同承諾

(委員長) パブリックコメントの実施について事務局から説明願いたい。

追加資料配付

(事務局) お手元に配付した募集要項に基づき実施する。募集期間、公表期間については未定である。

(委員) 市民の方が意見書を直接持参する場合、提出先は小串庁舎となるものか。

(事務局) そうである。

(委員) 問い合わせも予想されるため、事務局の電話番号を要項中に記載して欲しい。

(事務局) 承知した。

(委員長) パブリックコメントの実施時期については、事務局に一任としたい。

(2) その他

次回、第5回会議はパブリックコメントを実施し、意見及び対応案を取りまとめた後、正副委員長と事務局で日程を調整の上、開催することとなった。

以上